（様式第９号）

事　業　名：　書架等の買入

**誓　約　書**

私は、関西高速鉄道株式会社が発注する工事、役務の提供又は物品の購入その他の調達に係る契約の履行に当たって、大阪府暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下「規則」という。）を守り、下記事項について誓約します。

記

１　規則第３条第１項各号のいずれにも該当しません。

２　関西高速鉄道株式会社から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。

３　本誓約書その他の関西高速鉄道株式会社に提出した書面等を、関西高速鉄道株式会社が大阪府警察本部に提供することに同意します。

　関西高速鉄道株式会社

　　代表取締役社長　畑中　克也　様

　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　所在地

商号又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（契約書に押印するものと同一の印）

代表者の生年月日　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

**【参　考】**

**次の者は、規則第３条第１項各号に該当します。**

|  |
| --- |
| ①　暴力団員  ②　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者  ③　暴力団の威力を利用する目的などで、暴力団又は暴力団員に対し、金品等の利益又は役務の供与をした者  ④　暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動・運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者  ⑤　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  ⑥　役員等（事実上、経営に参加している者を含む。）が①から⑤までのいずれかに該当する事業者  ⑦　①から⑥のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、大阪府が発注する公共工事等の下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |

**大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（抜粋）**

|  |
| --- |
| **（入札参加除外者等の指定）**  **第３条**知事は、入札参加資格者及び公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者（以下これらを「入札参加資格者等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等を公共工事等から排除する者（以下「入札参加除外者」という。）として指定するものとする。  (1) 暴力団員  (2) 次に掲げる者のうちに暴力団員のあるもの  ア　役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)  イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者  ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  エ　事実上経営に参加していると認められる者  　(3) 暴力団密接関係者(前号に掲げるものを除く。)  ２　知事は、入札参加資格者等のうち、複数の建設業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)が継続的な協力関係を構築することにより経営及び施工の能力を強化する目的で結成した団体(以下「経常建設共同企業体」という。)であって、入札参加除外者を構成員とするものを、公共工事等から排除する経常建設共同企業体(以下「指定構成員共同企業体」という。)として指定するものとする。  ３　知事は、前二項の規定による指定をしたときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。 |

**大阪府暴力団排除条例（抜粋）**

|  |
| --- |
| (定義)  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  　(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「法」という。)第二条第二号に規定する暴力団をいう。  (2) 暴力団員　法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。  (3) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。  (4) 暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。  (5) 入札参加資格者　建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。)の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち府が発注するもの(以下「公共工事等」という。)に係る入札の参加者の資格を有する者をいう。  (6) 暴力団事務所　暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。第３条　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。 |

**大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）**

|  |
| --- |
| (暴力団密接関係者)  第３条　条例第２条第４号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。  (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者  (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者  (3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者  (4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者  (5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第１号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの  ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）  イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者  ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者  エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者  (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第２条第５号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者 |

**暴力団追放**

基本的な心構え（暴力団追放３ない運動 ＋ １）

暴力団を追放するためには、次の４点を基本的心構えとしてください。

**１　暴力団を恐れない**

「暴力団員は凶暴で何をするか分からない」という恐怖感があります。  
　しかし、彼らは暴力をふるうために企業を訪ねて来るのではなく、金を得ることがその目的です。  
　その目的達成のため、暴力団は怖いというイメージをフルに利用し、しかも暴行・脅迫等にならないよう、つまり警察に捕まらないよう細心の注意を払いつつ不当な要求をしてくるのです。  
　要は、暴力団の本質を理解し、必要以上に恐れず、彼らの要求を冷静に聞き、毅然とした態度で対応することが大切です。

**２　暴力団に金を出さない**

暴力団員の不当要求の手口は、威圧的な態度を示して、応対者を困惑させ、支払わざるを得ない心理状態に陥れることが多いのです。応対者に一刻も早くこの場を収めたいという気持ちにさせ、金を得るのが彼らの常套手段です。こうして支払われた金が、暴力団を肥やし育て、新たな被害者を生むことになります。  
　そして、支払われた金は、決して物事の解決にはつながりません。それどころか「この企業（個人）は金になる」との印象を与え、更なる要求へ、また、その情報は彼らの組織を通じ他の暴力団等へと流れる結果となります。  
　そのようなことにならないためにも、不当な要求には断じて応じないという姿勢を示し、彼らにこの相手はアタックしても無駄だと思い知らしめることが重要です。

**３　暴力団を利用しない**

　暴力団は、自分の利益のみを考えています。  
　時には、暴力団を利用した人と暴力団の利害が一致し、一時的には良い結果が得られたとしても、後日彼らは、利用者からも約束以上の金を巻き上げるため、あの手この手でやってきます。  
　現実に、「暴力団を利用した結果弱みをつかまれ、逆にその暴力団に多額の金を支払わざるをえなかった」という事例も見られます。  
　暴力団の利用については、暴力団対策法では、「何人も指定暴力団員に暴力的要求行為を依頼してはならない」と規定し、利用した人も規制・取締りの対象となります。

**４　暴力団と「交際しない」**

交際は「暴力団の活動を助長」暴力団はあらゆる機会を狙って近づいてきます。

● 暴力団と関係すること自体が不当要求のきっかけになることがあります。

●　暴力団と交際していると「暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者」とされ、公共事業等から排除されることがあります。

　（公益財団法人　大阪府暴力追放推進センター　ＨＰ　より）